



県 章

滋賀県公報

平成 19 年 (2007 年)
1 月 22 日
第 2738 号
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

告 示	
都市計画事業の変更の認可 (都市計画課)	53
公 告	
特定非営利活動法人設立認証申請公告 (県民文化課)	53
滋賀県地球温暖化対策推進計画の変更の概要の公告 (エコライフ推進課)	54
振 興 局 等 公 告	
軽油引取税免税軽油使用者証用紙無効公告 (湖東)	56

告 示

滋賀県告示第 22 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 63 条第 1 項の規定に基づき、昭和 59 年滋賀県告示第 50 号で認可した彦根長浜都市計画公園事業の事業計画の変更を平成 19 年 1 月 22 日に認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 22 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 施行者の名称 彦根市
- 2 都市計画事業の種類および名称 彦根長浜都市計画公園事業 5・5・5 号 荒神山公園
- 3 事業施行期間 昭和 59 年 2 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 22 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 申請のあった年月日 平成 19 年 1 月 15 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 野洲ハンディキャップスポーツクラブワイワイ 21

特定非営利活動法人の代表者の氏名 高木 正二郎

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 野洲市富波甲 897 番地

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、障害者とその家族に対して、各種の軽スポーツに関する事業を行い、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧場所 滋賀県県民文化生活部県民文化課 大津市京町四丁目 1 - 1
- 4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 19 年 1 月 15 日から平成 19 年 3 月 15 日までの縦覧場所における執務時間内

滋賀県地球温暖化対策推進計画の変更の概要の公告

滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例 (平成 12 年 滋賀県条例 第 18 号) 第 6 条 第 1 項の規定に基づく地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を変更したので、同条 第 6 項において準用する同条 第 5 項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 22 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 名称 滋賀県地球温暖化対策推進計画 [改定版]
- 2 概要 平成 17 年 2 月の京都議定書発効を受けて、国が京都議定書目標達成計画を閣議決定した。滋賀県においては、京都議定書の国際公約達成のために、県としての役割を着実に果たすことが重要であることから、滋賀県地球温暖化対策推進計画 (平成 15 年 3 月策定) を改定した。
 - (1) 基本的事項
 - ア 計画の目標年度は、平成 22 年度 (2010 年度) とする。
 - イ 対象とする温室効果ガス
 - ・二酸化炭素 (CO₂)
 - ・メタン (CH₄)
 - ・一酸化二窒素 (N₂O)
 - ・ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)
 - ・パーフルオロカーボン類 (PFC)
 - ・六ふっ化硫黄 (SF₆)
 - (2) 温室効果ガス排出量の現状と将来予測 滋賀県における温室効果ガスの総排出量の現状および将来予測は、次のとおりである。

部 門 名	実 績 値				将 来 推 計 値	
	1990 年 (基準年)	1995 年	1999 年	2002 年	2006 年	2010 年
エネルギー起源 CO ₂	11,803	12,945	12,540	12,514	13,059	14,149
産業部門	6,564	6,692	6,006	5,926	5,943	6,130
運輸部門	2,897	3,413	3,589	3,683	3,832	4,290
家庭および業務その他	2,341	2,840	2,944	2,905	3,284	3,727
家庭部門	1,259	1,521	1,532	1,587	1,671	1,821
業務その他部門	1,083	1,319	1,413	1,318	1,612	1,906
エネルギー転換部門	0.2	0.3	0.3	0.5	1.0	1.2
非エネルギー起源 CO ₂	1,251	1,296	699	575	252	269
廃棄物部門	101	189	242	240	252	269
その他 (工業プロセス)	1,149	1,106	457	335	0.554	0.554
小計 (二酸化炭素排出量)	13,054	14,240	13,238	13,089	13,312	14,418
CH ₄	209	233	206	197	201	204
N ₂ O	105	119	122	124	132	144
代替フロン等 3 ガス	55	55	77	60	60	60
HFC	25	25	61	57	57	57
PFC	0.1	0.1	0.2	0	0	0
SF ₆	30	30	15	4	4	4
小計 (その他ガス)	368	407	405	381	394	408
総排出量	13,423	14,647	13,644	13,470	13,705	14,826
1990 年を 100 とする指数	100	109.1	101.6	100.4	102.1	110.5

- (3) 温室効果ガスの削減目標 我が国は、京都議定書において「平成 20 年 (2008 年) から平成 24 年 (2012 年) までの間に、温室効果ガスの総排出量を平成 2 年 (1990 年) 比で 6 %削減する」ことを目標に掲げている。この削減目標は、我が国全体で果たすべき国際的な公約であり、本県においても、目標達成計画に掲げられた施策が確実なものとなるよう、積極的な温暖化対策を推進する必要がある。

このような中、平成 22 年 (2010 年) における本県の温室効果ガスの総排出量は、平成 2 年 (1990 年) 比で 10.5 %増加すると予測され、県民、事業者、行政が主体的に温暖化対策に取り組み、温室効果ガスを積極的に削減して行く必要がある。

こうした取組を前提に、平成 15 年 (2003 年) 策定の推進計画での削減量 259 万 t-CO₂ とほぼ同量の 262 万 t-CO₂ の削減を目指すこととし、改定計画における温室効果ガス削減目標を次のとおりとする。

平成 22 年 (2010 年) において、県域における温室効果ガスの総排出量を、施策を講じることによって、平成 2 年 (1990 年) 比 9 %削減する。

- (4) 地球温暖化対策の目指すべき方向 地球温暖化対策の推進に当たっては、以下のような方向性をもって取り組む。

平成 22 年 (2010 年) を目標年度とし、現段階で導入可能な総合的な削減対策を着実に実施することにより、増加基調にある温室効果ガスの排出量を早期に減少基調に転換させる。

京都議定書目標達成計画が着実に推進されるよう地域の役割を認識し、「もったいない」を意識した滋賀県でできる取組を推進する。

当計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号) および滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例に基づき策定するものであるが、ライフスタイルや社会の仕組みの変革など今後は持続可能な社会の実現に向けて検討を行う必要がある。

- (5) 取組の基本姿勢 計画の推進に当たっては、県民、事業者、行政といったすべての主体が、それぞれの役割に応じて協働しながら、総力を挙げて取り組む姿勢が重要である。
- (6) 施策の基本方向 滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例に基づく事業者による大気環境負荷低減計画等により、温室効果ガスの削減対策などを着実に実施していくとともに、循環型社会の構築を目指す中で取組を進める地域特性に応じた新エネルギーの導入・普及、廃棄物の減量化の推進、二酸化炭素吸収源としての森林整備などの取組を推進する。

また、京都議定書目標達成計画に盛り込まれている温室効果ガスの削減対策を積極的に推進していくことを基本とする。

- (7) 削減施策の考え方 施策は、本県等が既に進めている既存計画等の着実な推進と京都議定書目標達成計画に基づく本県の役割を踏まえた取組を実施することにより推進する。

県の既存計画等による取組 温暖化対策に直接関係する本県の既存計画や電気事業者の自主計画による取組を着実に推進することにより、温室効果ガス排出量を 164 万 t-CO₂ 削減する。

京都議定書目標達成計画に基づく取組 京都議定書目標達成計画の施策のうち、本県でできる施策に取り組むことにより、温室効果ガスを 98 万 t-CO₂ 削減する。

県民、事業者、行政の主体ごとの取組と削減量は、次のとおりである。

主体	削減目標を設定する取り組み	削減量 千 t-CO ₂
県民	省エネルギー・省資源行動の徹底	148
	環境に配慮した自動車利用	34
	住宅の省エネルギー化や新エネルギーの導入	48
	小 計	230
事業者	大気環境負荷低減計画	600
	省エネルギー・省資源型の事業活動	154
	ビルや工場等の省エネ化	226
	環境に配慮した自動車利用	323
	エネルギー原単位の改善	131

	小 計	1,434
行政	社会基盤の整備等の推進	355
	事業者としての率先活動	20
	小 計	375
排出削減量合計		2,039
行政	緑の保全・創出による CO ₂ 吸収	583
排出削減量、吸収量合計		2,622

(8) 地球温暖化対策を推進するために

県の取組 県においては大気環境負荷低減計画の推進やしが新エネルギー導入戦略プラン、滋賀県廃棄物処理計画等の既存計画を着実に推進することに加え、産業界やNPO、行政等が連携を図りながら、それぞれ自主的な取組がされるよう新たな組織体制として「滋賀県地球温暖化対策推進会議」を設置する。また、温室効果ガスの排出削減のためには、県民自らが重要性を意識して生活様式を転換することが大切であり、そのための普及啓発を強化し、推進するため、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターを「気づきと行動のための拠点」と位置付けて、その機能充実に努めることとする。さらに、県自らも温室効果ガスの排出者であることを認識し、「滋賀県地球温暖化対策実行計画」を策定して温室効果ガスの削減に取り組む。

滋賀県地球温暖化対策推進会議の設立 温暖化対策は、県民、事業者、行政、NPO等のそれぞれが主体となって自ら考え、実践し、社会の仕組みを変えていくことが求められる。そのため、滋賀県における多様な主体が連携し、互いに知恵を出し合い、また自らが温暖化対策を実践するための組織として推進会議を設立する。

推進会議は県民、事業者、行政の各種団体、関係機関と地球温暖化防止活動推進センター等で構成し、各主体が温暖化対策に自主的に取り組むことを基本姿勢として本計画の推進と情報提供や関係者(部門)間の連携強化を図る。

推進会議では、部門(または業種)ごとに削減目標や重点対策を定めて取り組むこととする。さらに、取組の内容と結果を推進会議で報告し、情報交換を行うとともに、部門(業種)間での連携を図るなど、より効果的な取組になるよう推進する。

滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの機能充実 京都議定書目標達成計画における県の役割として、県民への教育・普及啓発、民間団体の活動支援、推進センターや地球温暖化防止活動推進員との協力・協働が期待されている。

地球温暖化対策は、県民や事業者の意識付けが必要であり、そのためには啓発や広報活動の必要性はますます高まるものと考えられる。

このようなことから、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターを気づきと行動のための拠点として、「気づき」や考える機会を県民により多く提供するとともに、社会人への環境教育や温暖化対策を実践・支援する機能の充実に努める。

なお、環境教育については、滋賀県環境学習支援センターと有機的な連携を図りながら推進する。

(9) 進行管理 滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例第8条の規定に基づき、県内における温室効果ガスの総排出量を滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例施行規則(平成12年滋賀県規則第176号)で定める方法により把握し、その結果を環境白書、県のホームページ等で公表する。

振 興 局 等 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証用紙無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証用紙を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成 19 年 1 月 22 日

滋賀県湖東地域振興局長 堀 正 基

業 種	記 号 ・ 番 号	有 効 期 間	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡 失 年 月 日
農 業	滋 賀 県 第 17 - 3 - 0403 号	平成 17. 11. 2 、 平成 20. 3. 11	愛知郡愛荘町東出 310 西村定子	平成 19. 1. 9